

マイナンバーは何に使われる？

今後のスケジュールは？

税、社会保障、災害対策に利用範囲制限、2015年10月開始

金融調査部制度調査担当部長

吉井 一洋

マイナンバー（個人番号）は、住民票コードそのものではなく、これに基づき、別に生成された番号を用います。当初の利用範囲は、税、社会保障、災害対策などの行政分野に限られています。個人のメリットとしては行政手続きの時間短縮や簡素化が期待されています。民間企業等の利用は厳しく制限されています。施行（2015年10月）後3年をめぐりに利用範囲の見直しが行われる予定です。

1. マイナンバー（個人番号）の生成方法と特徴

マイナンバー（個人番号）は、日本に住んでいる全国民一人一人に割り当てられている住民票コード（11ケタ）を基に生成されます。日本国籍のある方のみならず、中長期在留者・特別永住者といった住民票のある外国籍の方も対象となります。個人番号は、他のいずれの個人番号とも異なる唯一の番号であることが求められます。

個人番号は、無作為の11ケタの数字に検査数字（チェックデジット：符号が正しいかどうかを検査するために符号に付加される数字）を加えた12ケタの数字となります。地方公共団体情報システム機構という機関が生成します。

市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときには個人番号を指定しなければなりません。そのため、市町村長は、あらかじめ地方公共団体情報システム機構に、住民の住民票コードを通知し、その住民の個人番号を生成するよう求めます。機構は生成した個人番号を速やかに市町村長に通知し、市町村長は、当該個人番号を住民に通知カードにより、住民票に記録されている住所あてに通知します。番号制度導入時においては、今年（2015年）の10月5日以後に、個人番号を記載した通知カードが、世帯単位でまとめて送られます。その後は、子供が生まれた時や、外国籍の方が新たに対象者となった場合などには個人番号が通知されます。

既にある住民票コードをそのまま個人番号として使えば、このような手間は省けるのですが、かつて、行政機関が住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）を利用することが憲法違反か否かが裁判で争われたことなどもあり、住民票コードをそのまま用いることは回避され

ました。また、住民票コードは、その用途が厳しく制限され基本的には表には出さない番号とされています。各種書類に記載するため「見える番号」とする必要がある「個人番号」としての利用は難しいこともあり、新たに「個人番号」を生成する方法がとられています。ちなみに、住基ネットの裁判の最高裁判決（平成20年3月6日）¹では、住民票コードを用いて本人確認情報を他の個人情報と結びつけるデータマッチングは法令で禁止されていること、個人情報を一元的に管理することができる機関や主体が存在しないことなどから、憲法違反ではないとの判決が出ました。番号制度は、同判決の趣旨も踏まえて設計されています。個人番号から住民票コードを復元できないこととする、個人の情報は一元管理ではなく各行政機関ごとに分散管理し、番号法で規定された範囲に限り、第1回で述べた符号を用いて情報をやりとりする方法（情報連携）を用いるなどの配慮がなされています。

住民票コードは、特段の理由もなく変更可能ですが、個人番号は、原則、変更できないこととされています。一生を通じて一つの番号が用いられます。ただし、個人番号が漏れて、なりすましなど、不正に利用されるおそれがあると認められる場合には、変更を請求することができます。

2. マイナンバー（個人番号）は何に用いられるか？

マイナンバー（個人番号）の利用範囲は、国民のプライバシー保護への懸念を考慮し、当初は、行政分野での活用に限られています。活用できる行政分野も、税、社会保障、災害対策などに限定されています。

税分野では、第1回でも述べたように、納税者番号として、正確な所得の捕捉や富裕層の資産の把握に活用されます。収入などの捕捉だけでなく、たとえば給与の源泉徴収票に、給与の支払いを受ける本人だけでなく、配偶者や扶養親族の個人番号を記入することで、所得控除が不当に行われることも防止できます。たとえば、兄と弟がそれぞれ母親を扶養親族として申請し扶養控除を受けていたとしても、これまで把握は困難でしたが、兄と弟のそれぞれの源泉徴収票に、母親の個人番号の記載を義務付けることで、このような二重控除を防ぐことができます。ただし、これらは税務当局側のメリットです。納税者側のメリットは、住宅取得後に住宅ローン控除を最初に行う際、確定申告書に求められる住民票の写しの添付を省略できる等、現段階では、限定されています。

社会保障では、以下のように、年金分野、労働分野、福祉・医療などの分野で活用されます。

- 年金の資格取得・確認、給付の際に利用（なお、企業年金は、当分の間、対象外）
- 雇用保険の資格取得・確認、給付の際の利用

¹ 住基ネットにより行政機関が住民の本人確認情報を収集、管理又は利用する行為は、当該住民がこれに同意していないとしても、憲法13条の保障する個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を侵害するものではないとされた判決。

- ハローワークの事務に利用
- 医療保険、介護保険の保険料算定等の保険者における手続で利用
- 福祉分野（児童手当、児童扶養手当、母子家庭や障害者の自立支援給付など）に利用
- 生活保護、公営住宅の管理、日本学生支援機構による奨学金の貸与の事務に利用 など

これらの行政分野を所管する各行政機関や地方公共団体内においては、個人番号による申請・届出書類に記載された個人番号で個人を特定できることにより事務の効率化・迅速化やミスの削減が期待できるほか、符号を用いた行政機関間の情報連携により、たとえば十分に資力がある者が生活保護を申請していないか等を確認し不正受給を防止することなどの効果も期待されます。

国民の側からすれば、社会保障の保険料の算定や給付を受ける際の時間短縮やミスの削減、行政機関間の情報連携による、保険料の減免や給付を申請する際の書類の添付-たとえば年金の給付を申請する際の住民票や課税証明書の添付など-の省略というメリットが期待されます。もっとも、どの事務のどの添付書類の省略が可能かなどについては、番号法や各分野の関連法令で定められているため、それぞれの制度ごとに確認する必要があります。現段階では、個別の手続きについて、詳細な解説はあまりなされていません。

医療分野については、医療保険の給付事務などを対象としており、カルテ情報などの医療情報そのものは、機微性が高いため、対象とはしていません。

災害対策分野では、被災者生活再建支援金の支給に関する事務、被災者台帳の作成に関する事務に利用できるとされています。

その他、地方税、社会保障、災害対策に関する事務関連で、地方公共団体が条例で定める事務での活用も予定されています。

民間企業等においては、上記の行政事務のための提出書類に個人番号の記入が必要な場合を除いて、個人番号を利用することは認められていません。これらの行政事務と関係なく、従業員や個人顧客の情報管理のために個人番号を利用することは禁止されています。

個人番号の利用範囲については、番号法の施行（2015年10月5日）後3年を目途として、見直しを行うこととしています。もっとも政府は、可能であれば、前倒しで見直しを行うつもりです。①戸籍事務、②旅券（パスポート）事務、③預貯金への付番、④医療・介護・健康情報の管理・連携等の事務、⑤自動車の登録等の事務などへの利用拡大については、既に、検討が行われており、このうち③、④（健康診断情報の引き継ぎ等）への利用を盛り込んだ改正法案が、2015年の通常国会に提出されています。

上記の他、番号制度に関連するアイテムとして、個人番号カード（同カードに格納されている公的個人認証サービス）、マイナポータル/マイガバメント（仮の名称です）の導入が決定・予定されています。これらも含め、実際の利用範囲や、何が便利になるのかについては、今後の解説でより具体的に説明をしていきます。

3. マイナンバー（個人番号）の導入スケジュール

マイナンバー（個人番号）の導入スケジュールは、図表1のとおりです。導入に合わせて、個人は個人番号を勤務先や、口座開設先の証券会社・金融機関等に告知する必要が生じます。

個人番号の利用が可能となるのは、2016年1月1日以後であるため、当初は、企業が役職員の個人番号、証券会社や金融機関が顧客の個人番号を取りあつかえるようになるのも2016年1月1日以後とされてきました。しかし、これでは、個人番号を通知された個人が、この番号を早めに勤務先や口座開設先の証券会社・金融機関に告知しても、2015年末までは勤務先や証券会社・金融機関は番号を受け入れることができず、無駄足となってしまいます。そのようなこともあってか、法令の解釈により、番号の通知が始まる2015年10月5日以後は、企業が役職員の個人番号、証券会社や金融機関が顧客の個人番号を取り扱えることとされました。ただし、勤務先や口座開設先の証券会社・金融機関が、それまでに個人番号を安全に管理する体制等を整備していることが条件となります。

また、個人番号の利用が可能となるとしても、国の行政機関間の情報連携が可能となるのは2017年1月、地方公共団体との連携が可能とされるのは同年7月からです。したがって、個人が社会保障の保険料の減免や給付を受ける際の手続きの簡素化が図られるのも、基本的にはこれ以降ということになります。

図表1 マイナンバー導入スケジュール

年月日	内容	備考
2015年 6月？	改正番号法の公布(預貯金への付番、健診情報引き継ぎ等)	原則2016年1月1日施行予定
10月5日以後	個人番号の通知 企業による役職員の個人番号事前収集、証券会社・金融機関による顧客の個人番号の事前収集が可能に	
2016年 1月1日	個人番号カードの交付(個人の申請による) 個人番号の利用開始…個人番号の告知が必要に ●社会保障分野…雇用保険は2016年1月1日提出分から ●税務 ・各種法定調書への記入 ・2016年分の給与等の源泉徴収票への記入(2017年提出) ・2016年分の確定申告書への記入(2017年提出) ・2016年分の財産債務調書への記入(2017年提出) ・2016年分の特定口座年間取引報告書への記入(2017年提出) ●被災者生活再建支援金の支給など	◇公社債・公社債投資信託が金融所得課税一体化の対象・利子、譲渡金(償還金額)の支払調査提出義務付け ◇既存口座は経過措置あり(2019年に最初に支払いを受ける時までに番号告知等)
4月1日	ジュニアNISA導入(開設時に個人番号を記入・告知)	申請は1月1日から
2017年 1月	健康保険・厚生年金保険は2017年1月1日提出分から 国の行政機関間の情報提供ネットワークシステム運用開始 マイナポータル運用開始	国民健康保険は2016年1月1日提出分から
7月	情報提供ネットワークシステムの地方公共団体との連携開始	
10月～？	2018年分以降のNISAの口座開設時に住民票の写し不要に(個人番号を活用)	
2018年 6月まで？	預貯金への付番(任意)開始	2021年に再検討(義務化?)
10月まで	個人番号の利用範囲見直し期限(番号法の附則)	

(出所) 各種資料に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

(次回予告: マイナンバーが送られてきた。さてどうする?)

以上